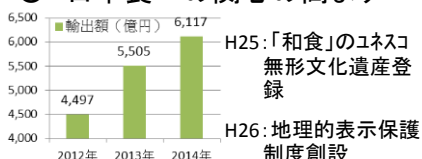


戦略的インバウンドの推進②～「食と農」の地域資源を活用した取組～

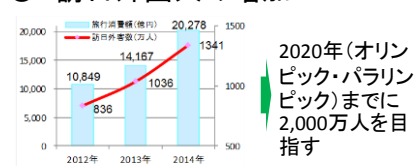
- インバウンドの増大に向けて、農山漁村ならではの「食」と「農」の魅力の結び付けなどによるコンテンツの磨き上げやマーケティング、情報発信等の取組を推進。
- こうした戦略的な取組を一体的に行う地域単位の体制構築を促進し、訪日外国人の増加を地方創生に結び付け、国内向けも含めた裾野の広い観光需要を農村地域に取り込むことにより、所得と雇用の増大を図る。

現状

○ 日本食への関心の高まり

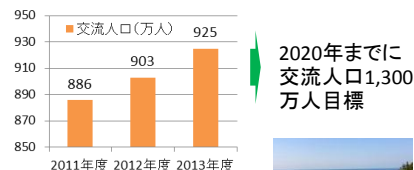


○ 訪日外国人の増加



○ 農山漁村の魅力

- ・ 日本豊かな食、自然、文化の魅力を生かした都市と農村の交流



- ・ 世界農業遺産(現在5地域認定。この他3地域が申請中)

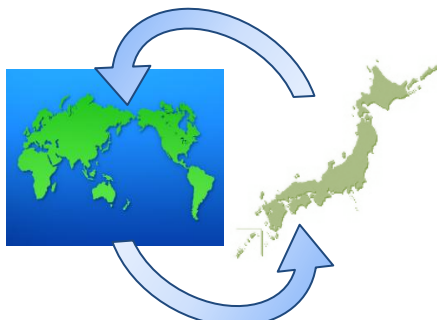
2020年の目指す姿

- ・ 輸出増大がインバウンドにつながり、それが更に日本の食材への関心・信頼を高める好循環の確立
- ・ 農山漁村地域の所得と雇用の増大

政策の方向

2020年をターゲットとした「食と農」のインバウンド促進

農山漁村の観光資源と結び付けた日本食・食文化の魅力発信



日本食・食文化の「本場」を探求するインバウンドの促進

(例) バ酒ポート
「道産酒」×「地域の食」×「ツーリズム」を組み合わせ、北海道全域で交流を促進させながら、道産酒の消費を拡大(北海道広域道産酒協議会)

これらを結び付けることによるインバウンドの戦略的展開

取組の方向

日本食・食文化の魅力発信を地方創生に生かす取組

世界的な日本食への関心や輸出促進がインバウンドにつながるよう

食と一体となった農山漁村の魅力を 世界へわかりやすく発信

魅力ある観光地域づくりに向けた取組

「食と農」を生かした観光戦略の策定

- ・ 「食と農」の結び付け等による魅力あるコンテンツの掘り起こし・磨き上げ 等

受入地域のマネジメント (観光資源・サービスの品質管理)

- ・ 農家民宿、農家レストラン、体験農園等の環境整備 等

マーケティング

(「食と農」による地域のブランド化と市場創造)

- ・ 魅力と特色ある受入れプログラムの策定と戦略的なプロモーション 等

これらの取組を一体的に行う農山漁村における地域単位の体制構築

※ 欧州では、こうした取組をDMO(Destination Management/Marketing Organization)が実施。DMOには、国、州、市町村の各レベルの組織が存在し、多くは官民連携の非営利団体。

地域の魅力を世界に発信する取組

世界に分かりやすく伝えるため、3つの取組を実施

各省連携強化

- ・ 広域観光周遊ルートへの組み込みやビジット・ジャパン等と連携したAll Japanでの発信

「食と農の景勝地」

- ・ 地理的表示製品の活用など、地域の優れた取組を「食と農の景勝地」として集成

食と農のアーカイブズ

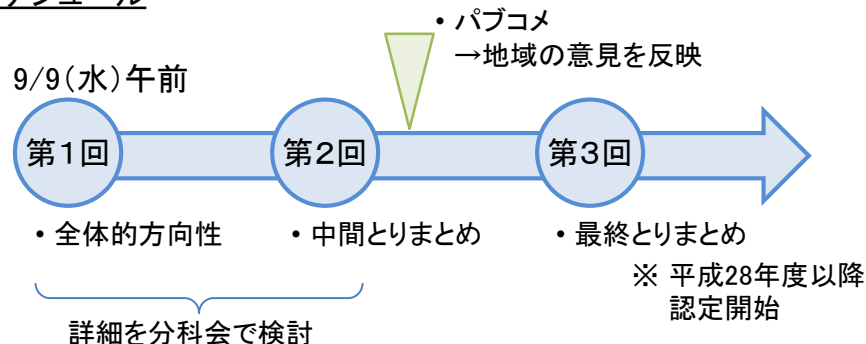
- ・ 地域の魅力的な取組を映像でアーカイブ化(集積・保護・継承)・さらに多言語化して世界に発信

「食と農の景勝地（仮称）」の創設による地域の魅力発信の強化

- 観光、海外、広報の有識者による検討会を設置し、多様な「地域の食」の魅力を効果的に海外発信する重点地域を「食と農の景勝地（仮称）」として認定する仕組みを創設し、関連施策で後押し。
- **本年9月9日には「食と農の景勝地（仮称）」検討委員会の第1回会合を開催。**

「食と農の景勝地（仮称）」検討委員会

スケジュール



有識者委員

委員長 寺島実郎

（一般財団法人日本総合研究所理事長）

委員 加藤 誠

（一般社団法人日本旅行業協会国内振興委員会部会長）

委員 金井 健

（全国農業協同組合中央会常務理事）

委員 久保証一郎

（株式会社ぐるなび代表取締役社長）

委員 残間里江子

（株式会社キャンディッド・コミュニケーションズ
代表取締役会長）

委員 田中里沙

（株式会社宣伝会議取締役副社長兼編集室長）

委員 デービッド・アトキンソン

（株式会社小西美術工芸社代表取締役社長）

委員 トム・ヴィンセント

（株式会社Tonoloop Networks
代表取締役社長）

委員 畠 利行

（福島県副知事）

委員 福田育弘

（早稲田大学教育・総合科学学術院教授）

委員 矢ヶ崎紀子

（東洋大学国際地域学部准教授）

委員 渡部明央

（一般社団法人日本ソムリエ協会常務理事）

委員 渡邊賢一

（一般社団法人元気ジャパン代表理事）

関係省庁等（内閣官房、総務省、文化庁、経済産業省、観光庁、JNTO）

「食と農の景勝地（仮称）」イメージ

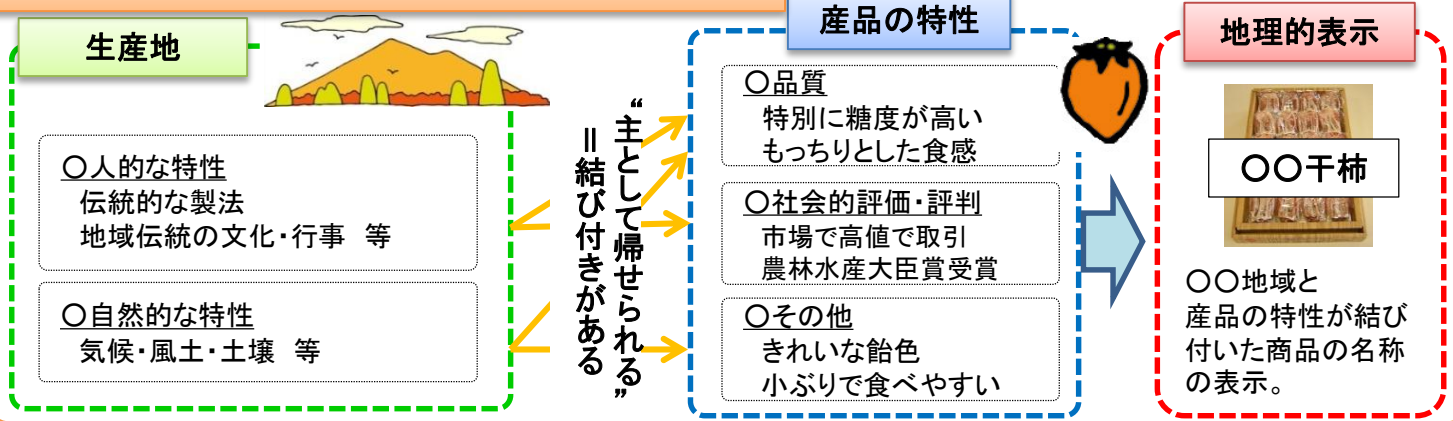
- ・ 地域マネジメント組織があり、地域の食・食文化を中核として、「食」を育んでいる気候、風土、景観、歴史などの観光資源と一体的に「景勝地」を形成することで、その「食」を訪ねること自体が観光目的としての価値を有する取組を認定



地理的表示保護制度について

- 地理的表示とは、農林水産物・食品等の名称で、その名称から当該製品の産地を特定でき、製品の品質等の確立した特性が当該産地と結び付いているということを特定できるもの。
- この名称を知的財産として保護する地理的表示保護制度の運用を平成27年6月1日より開始。今後、国内外の市場においてGIマークによる差別化を図ることで我が国の地域特産品の輸出を促進。

地理的表示 (GI: Geographical Indication)



輸出促進への寄与



- ▶ 地理的表示の登録を受けた産品にGIマーク貼付
〔主要な輸出先国においてGIマークを〕
商標登録
- ▶ 地理的表示保護制度を有する国との間でGIを相互保護

▶ 輸出先国で我が国の真正な特産品であることを明示し、差別化

▶ 真の日本の特産品の海外展開に寄与
▶ 農林水産物・食品の輸出促進

地理的表示保護制度の大枠と効果

制度の大枠

- ① 「地理的表示」を生産地や品質等の基準とともに登録。
- ② 基準を満たすものに「地理的表示」の使用を認め、GIマークを付す。
- ③ 不正な地理的表示の使用は行政が取締り。
- ④ 生産者は登録された団体への加入等により、「地理的表示」を使用可。

効果

- 産品の品質について国が「お墨付き」を与える。
- 品質を守るもののみが市場に流通。
○ GIマークにより、他の産品との差別化が図られる。
- 訴訟等の負担なく、自分たちのブランドを守ることが可能。
- 地域共有の財産として、地域の生産者全体が使用可能。

地理的表示保護制度の運用状況について

1. 登録申請の受付・審査

- ・平成27年6月1日から登録申請の受付を開始。
- ・法定された手続(3ヶ月間の意見書提出期間、学識経験者の意見聴取)を経て、登録可否を判断すべく、鋭意審査中。(10月6日時点で11産品が公示され、意見書を受付中。)

2. 制度の周知・活用促進

- ・申請に向けた具体的な相談を受け付けるGIサポートデスクを設置し、産地の取組を支援。
- ・各都道府県と連携し、全国47都道府県での制度説明会及び個別相談会を開催中。

3. 日本GI産品の海外市場における差別化

- ・中国、香港をはじめとした日本の農林水産物等の主要な輸出先20ヶ国・地域に対して、GIマークを商標出願中。
- ・日EU・EPA交渉において、地理的表示保護分野についても議論。



4. 地域の食・食文化を中核とした農山漁村の活性化

- ・GIをはじめとした地域の食・食文化を中核として、「食」を育んでいる気候、風土、景観、歴史などの観光資源と一体的に形成する「景勝地」のうち、特に海外に発信することでインバウンド需要の喚起に寄与すると考えられる取組を「食と農の景勝地(仮称)」として発信していくための仕組みの創設について、検討委員会を設けて検討を開始。

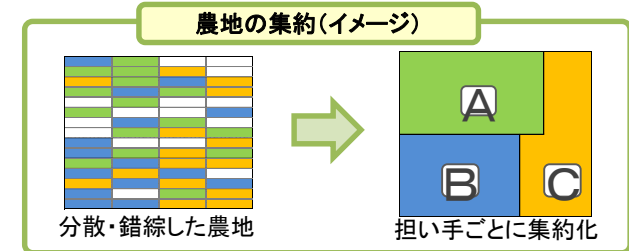
農地中間管理機構の運用状況

【目標】 ≪KPI≫ 「今後10年間で全農地面積の8割が担い手によって利用される(現状5割)。」

【実績】 「担い手の利用面積のシェア:平成26年度末 50.3%(昨年度末 48.7%)」(本年5月公表)

○ 担い手の利用面積(ストック)のシェアは、平成12年度の27.8%から平成22年度の48.1%に上昇した後、ここ数年間停滞していたが、平成26年度には再び上昇に転じ、50.3%。(担い手の利用面積としては、約6万haの増加。)担い手への農地集積・集約化へ再び動き出した。

○ 農地中間管理機構の平成26年度(初年度)の実績は、平成27年3月末までに機構が借り入れた面積は2万9千ha、同日までに転貸した面積は2万4千ha。
この他、機構が買い入れた面積は7千ha、売り渡した面積は7千ha。
したがって、貸借・売買合わせて機構に権利移転した面積は3万6千ha、機構からの権利移転は3万1千ha。
旧農地保有合理化法人時代の実績(貸借で2~3千ha、売買を含めて8~11千ha)
と比べると、貸借だけで約10倍、売買を含めたトータルでは約3倍に拡大。



○ KPIを達成するためには、早期に機構を軌道に乗せ、実績を大幅に拡大することが必要。

	H12	H17	H22	H23	H24	H25	H26
担い手の利用面積(千ha)	1,343	1,806	2,207	2,185	2,220	2,208	2,271 (27年3月末)
集積率 (%)	27.8%	38.5%	48.1%	47.9%	48.8%	48.7%	50.3% (27年3月末)

	H12	H17	H22	H23	H24	H25	農地中間管理機構(27年3月末)		
農地保有合理化法人による移動面積(売買中心)(千ha)	11	10	8	8	9	10	農地中間管理事業	売買事業	計
()は、貸付分で内数	(2)	(3)	(2)	(2)	(2)	(3)	借入 29	買入 7	36
							転貸 24	売渡 7	31

【課題】

- 農地中間管理機構が、旧農地保有合理化法人の時代から大きく変わっておらず、地域農業のデベロッパーとしての自覚が十分でなく、またそれにふさわしい役職員等の体制になっていないところが多い。
 - 機構役員の多くは、県庁OBやJA関係者。企業経営者や農業法人経営者は1割のみ。
 - 現地で農地集積のコーディネートを行う担当者の質・量も不十分。
- 人・農地プラン(市町村が作成)など、地域において、まとまった農地を機構に貸し出す方向での話し合いが進んでいないところが多い。
- 農地の所有者が農地の貸付けに踏み切れない。

【機構を軌道にのせるための方策】

- 農地中間管理機構及び都道府県の抜本的な意識改革と役職員等の体制整備を求める。
 - 各都道府県の機構ごとの実績をランク付けとともに毎年度公表。
 - 実績を上げた都道府県に対して、各般の施策について配慮する仕組みを検討。
 - 役員体制の再構築を求め、現地で農地集積のコーディネートを行う担当者の質・量の確保。
 - 農地中間管理機構等に改善状況を報告してもらい、必要があれば一層の改善を要請。
- 人・農地プランの本格化に向けた見直しなど、地域内の農業者の話し合いを着実に進め、機構がまとまった農地を借りられるよう、農地の出し手の掘り起こしを行う。
 - 市町村に対し、農地の集積・集約化に向けた人・農地プランの見直しなど、地域内の農業者の話し合いを着実に進め、機構がまとまった農地を借りられるよう、都道府県を通じて協力を要請。
 - 市町村の人・農地の状況を、都道府県が調査の上、毎年度公表。
- 農地の所有者の農地中間管理機構への農地貸付のインセンティブを強化する。
 - 農地中間管理機構への貸付け等を通じて、遊休農地の解消や農地利用の効率化等を図るため、農地保有に係る課税の強化、軽減等によるインセンティブ、ディスインセンティブの仕組みについて政府全体で検討。

新たな米政策について

- 平成25年12月に決定された米政策の見直しにおいては、生産者や集荷業者・団体が、自らの経営判断や販売戦略に基づき、需要に応じた米生産を推進していくことが重要。このため、必要な環境整備を進め、その定着状況を見ながら、平成30年産を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らない状況にしていくことを、行政・生産者団体・現場が一体となって推進することとされたところ。
- これを踏まえ、以下の工程表に従い、必要な取組を進めているところ。

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
生産数量目標の配分 これまで各県に単一値を配分していたが、都道府県段階等で自主的に需要に応じた生産判断を促すため、27年産米より自主的取組参考値を付記することにより、幅を持たせた配分を実施。 751万トン(生産数量目標)～739万トン(自主的取組参考値)	28年産の配分については、自主的に飼料用米等に転換した県に不利益が生じないよう各県のシェアを固定(各県の削減率が全国一律) 28年産の状況を踏まえつつ、29年産の配分の更なる工夫。 30年産の需給見通し等の策定。			
きめ細かな情報提供 「米に関するマンスリーレポート」において、主食用米の需給、価格情報を充実するとともに、作付選択に資する、麦、大豆、飼料用米の需給情報を提供。 メールマガジンを発行し、毎月配信。	「米に関するマンスリーレポート」における情報提供の拡充、公表の迅速化等、きめ細かな情報提供を更に推進。 新たな基本計画における生産努力目標や、経営展望等により、各地域の特性に応じた担い手育成や所得の増大に向けて、農業関係者の具体的イメージを持った取組を推進。			
主食用米以外の作物の本作化 【戦略作物の本作化】 飼料用米・米粉用米への数量支払いの導入など、水田活用の直接支払交付金を充実し、飼料用米、麦、大豆など戦略作物の本作化を推進。 新たな基本計画において、飼料用米等の戦略作物の生産拡大を位置づけ。 【米の生産コストの低減】 農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化、経済界との連携等による、大規模経営に適合した省力栽培技術・品種の開発・導入、生産資材費の低減等により、平成35年までに担い手の米の生産コストを平成23年産米全国平均(1万6千円/60kg)から4割低減(9,600円/60kg)。	引き続き、飼料用米、麦、大豆等の戦略作物について、水田活用の直接支払交付金による支援とともに、飼料用米については、多収性品種の導入、施設・機械の導入等の推進、麦、大豆については、加工適性、多収性を備えた新品種の開発・導入、排水対策等により、生産性を向上させ本作化を推進。 <飼料用米のKPI> 基本計画に示した単収の5割向上とあわせて、担い手の米の生産コストの4割低減を示すことにより、平成37年までに担い手の飼料用米の生産コスト(60kgあたり)を現状(平成25年)から5割程度低減(＝生産性は2倍程度向上)			
安定取引の推進 【米の安定取引の拡大】 生産者、集荷団体、卸、小売・中食事業者等をメンバーとする「米の安定取引研究会」を立ち上げ、安定取引の拡大に向けた方向性を取りまとめ。 【現物市場の活性化】 「米の安定取引研究会」において、民間の現物市場の方向性についても検討。	研究会報告書を踏まえ、業務用米の安定取引のためのセミナー、商談会を通じて生産者と実需者とのマッチングを図る取組を実施することにより安定取引の拡大を推進。 民間において「複数年産米コメ市場」、「中長期米仲介市場」等の安定取引にも配慮した現物市場が新たに開設されており、これらの現物市場に関する情報提供の拡大等を図り、取組の活性化を後押し。			

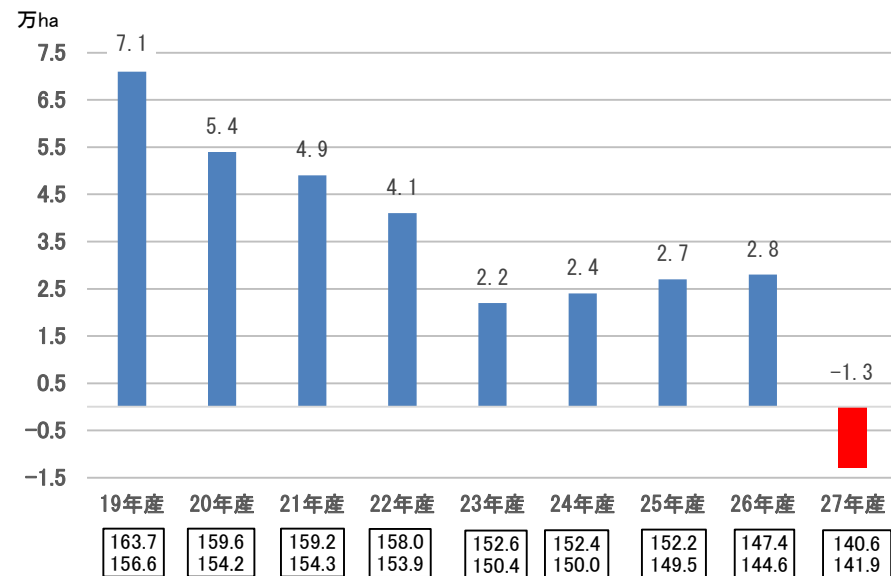
行政による生産数量目標の配分に頼らない需要に応じた生産

10

平成27年産米の動向について

- 平成27年産米においては、生産数量目標に加えて自主的取組参考値を設定し、幅を持った数量の配分を行うとともに、飼料用米等の新規需要米の申請期限を7月末まで1ヶ月延長し、産地（知事や副知事（18県）、JA組合長（115組合）等）に自らの販売進捗、在庫の状況等をよく踏まえた作付判断を行うよう、積極的に働きかけを行った結果、平成16年産から生産数量目標を配分して以来、**超過作付が初めて解消**したところ。

超過作付面積の動向（9月15日時点）



上段：主食用米作付面積（万ha）
下段：生産数量目標（万ha）

平成27年産米の作付動向（9月15日時点）

		主食用米			戦略作物等（基幹作物のみ）				
		作付面積 ①	生産数量目標 ②	超過作付 ①－②	飼料用米	WCS	麦	大豆	その他
26年産	（万ha）	147.4	144.6	2.8	3.4	3.1	9.8	8.0	19.8
27年産	（万ha）	140.6	141.9	▲ 1.3	8.0	3.8	9.9	8.7	19.8
差 （27-26）	（万ha）	▲ 6.8	▲ 2.7	▲ 4.1	4.6	0.8	0.2	0.6	▲ 0.0

前年比6.2万ha増（米換算で33万t相当）＝ 飼料用米24万t＋麦・大豆等9万t
（※ 530kg/10aで換算）

⇒ 飼料用米51万tの取組に相当
（27年産増加分（33万t）＋26年産（18万t））

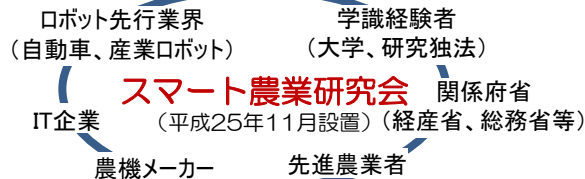
注：ラウンドにより差が異なる場合がある。

- 平成27年産については、主食用米から飼料用米、麦・大豆、WCS（稲発酵粗飼料）等への転換が進み、**前年比で＋6.2万ha転換**。
- この結果、**27年産米の主食用米の作付面積は140.6万haとなり、生産数量目標（141.9万ha）を1.3万ha下回り、超過作付は生産数量目標の配分を開始して以来初めて解消**。

農林水産業・食品産業におけるロボット革命の実現

- 現在、ロボット新戦略等に基づき、ロボット産業等と連携した研究開発、生産現場における導入実証を推進。また、スマート農業の実現に向けた研究会において、安全性確保策等の課題を検討。
- 来年度以降も、農林水産業・食品産業分野におけるロボット導入を促すため取組を推進。
(平成28年度概算要求「先端ロボットなど革新的技術の開発・普及」のうちロボット関係分 1,500百万円)

スマート農業の実現に向けた研究会



- ・ スマート農業の将来と実現に向けたロードマップ等からなる中間とりまとめを公表(平成26年3月)
- ・ 平成27年度は、以下の課題について検討を進め、年度内にとりまとめる予定。
 - ① 農機の自動走行システムの安全性確保ガイドライン案
 - ② 今後の研究開発及び導入の重点分野及び各分野の課題と対応方向

農林水産業・食品産業におけるロボット革命



作業ピーク時の**夜間作業**や**複数台同時走行**を実現するGPS自動走行システム



中山間地で**除草**や**水管理**などの作業を軽労化するロボット



収穫適期の果実を見分けて収穫する葉菜類・果菜類収穫ロボット



ドローン等小型無人機を活用した**農薬等の散布**



森林内を**自動走行**し、伐採した**丸太を運搬**するロボット



漁獲物の水揚げや林地での作業等を軽労化する**アシストスーツ**

ロボット新戦略(平成27年2月 日本経済再生本部決定)

農林水産業・食品産業関係

重点的に取り組むべき分野

- ・ GPS自動走行システム等を活用した作業の自動化
- ・ 人手に頼っている重労働の機械化・自動化
- ・ ロボットと高度なセンシング技術の連動による省力・高品質生産

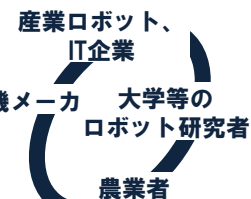
2020年に目指すべき姿(KPI)

- ・ 2020年までに自動走行トラクターの現場実装を実現
- ・ 農林水産業・食品産業分野において省力化などに貢献する新たなロボットを20機種以上導入

研究開発

ロボット技術のシーズと農業等の現場のニーズのマッチングによりブレークスルーを生み出す

- ロボット産業等の民間企業、大学など**異分野の力を活用して新たな発想**で現場の問題解決につながる**農林水産業・食品産業向けのロボット開発を推進**



導入実証

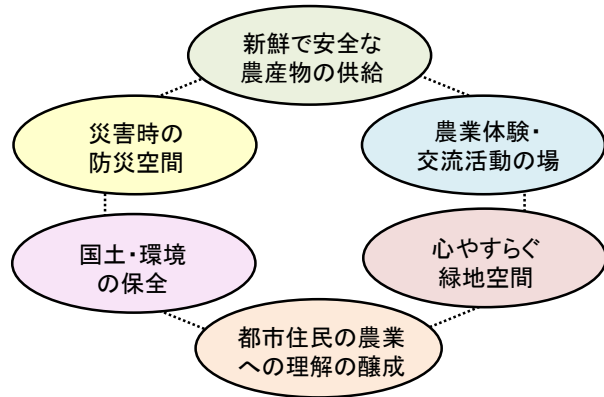
現場での導入実証、導入するための環境づくりを進め実用化・量産化を可能にする

- 開発されたロボット技術について**導入効果等の評価、技術の改良等**
- ロボット技術・ICTを組み合わせた**新たな技術体系の確立**
- 安全性確保のルールづくり等ロボット**導入促進に向けた基盤づくり**

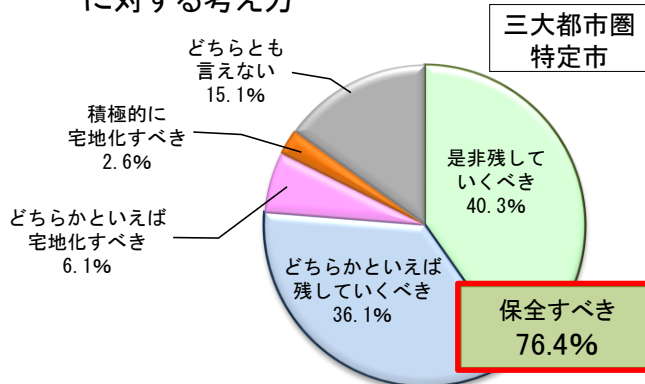
都市農業振興基本法に基づく都市農業振興対策の構築

- 都市農業は、新鮮な食料の供給、緑や農業体験の場の提供、防災空間の確保等の多様な機能を発揮。
- 都市住民を対象とした各種のアンケートにおいては、都市農業・都市農地の保全を望む回答が多数。人口減少等が進む中で、まちづくりの観点からも、都市農地の有効活用や適正な保全が課題。
- このような状況を背景として、**本年4月、都市農業振興基本法が制定**。同法に基づき、国土交通省等と連携し、法制上、財政上、税制上等の措置を総合的に検討。

○ 都市農業の多様な役割



○ 住民の都市農業・都市農地の保全に対する考え方



資料：農林水産省「都市農業に関する意向調査」
三大都市圏特定市の都市住民2,000人を対象に平成27年3月に実施したWEBアンケート

都市農業振興基本法の概要

目的

基本理念等を定めることにより、都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進

- 都市農業の安定的な継続
- 都市農業の有する機能の適切・十分な発揮→良好な都市環境の形成

基本的施策

- | | | |
|------------------|-------------------|---------------------|
| ①農産物供給機能の向上等 | ⑤農産物の地元での消費促進 | ⑨都市住民による農業知識等の習得の促進 |
| ②防災、景観形成、国土・環境保全 | ⑥農作業体験の環境整備 | ⑩調査研究の推進 |
| ③的確な土地利用計画の策定 | ⑦学校教育における農作業体験の充実 | ⑪連携協力による施策の推進 |
| ④税制上の措置 | ⑧国民の理解と関心の増進 | |

都市農業に関する現行の措置

法制上の措置

都市計画制度

昭和43年制定の都市計画法により、「おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」として、市街化区域が設定

生産緑地制度

市街化区域内にあって、良好な生活環境の確保に効用があり、かつ、公共施設用地等の敷地に適している農地等を、生産緑地地区として指定し、保全



税制上の措置

固定資産税

生産緑地は、一般の農地と同様、農地評価・農地課税

相続税納税猶予制度

三大都市圏特定市では、生産緑地において相続人が営農を継続する場合、相続税の納税猶予の適用が可能

小規模宅地特例(相続税)

自宅と農機具置き場等の敷地について、最大730㎡まで相続税の課税評価額を減額

財政上の措置

都市農業機能発揮対策事業

(平成28年度予算概算要求額2.5億円)

- ・都市農業についての制度検討
- ・都市農業の意義の周知
- ・福祉農園の開設を推進



都市農業振興基本計画の策定

- 都市農業振興基本計画は、都市農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、都市農業振興基本法に基づき国が定めるもの。
- 農林水産大臣及び国土交通大臣は、基本計画の案について、関係行政機関の長と協議するとともに、閣議決定を求める。 → **農林水産省と国土交通省が連携し、基本計画と法制度等の検討を開始。**
- 基本計画の案の作成に当たっては、食料・農業・農村政策審議会及び社会資本整備審議会の意見を聴き、都市農業者等の意見反映が必要。

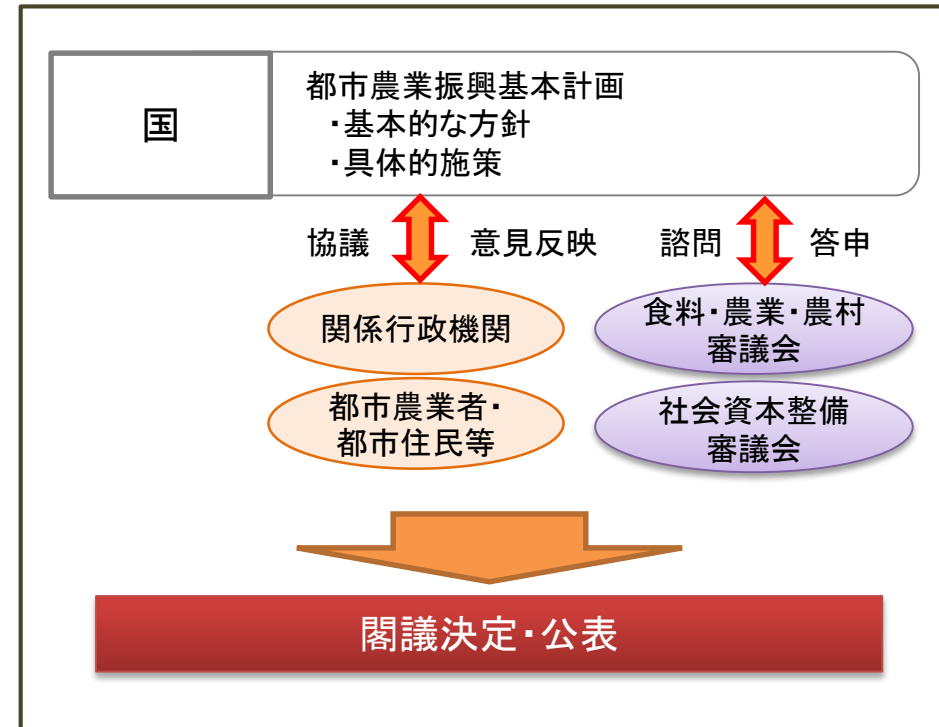
【基本計画に定めるべき事項】

(1) 基本的な方針

(2) 具体的施策

- ① 農産物供給機能の向上
- ② 防災等の機能の発揮
- ③ 的確な土地利用計画の策定
- ④ 税制上の措置
- ⑤ 地産地消の促進
- ⑥ 農作業体験の整備
- ⑦ 学校教育での活用
- ⑧ 国民理解の増進
- ⑨ 都市住民による知識・技術の習得
- ⑩ 調査研究

(3) その他必要な事項



農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の概要

(平成27年法律第63号)

平成27年9月4日公布

平成28年4月1日施行

- 農業の成長産業化を図るため、6次産業化や海外輸出、農地集積・集約化等の政策を活用する経済主体等が積極的に活動できる環境を整備する観点から、**農協・農業委員会・農業生産法人の一体的な見直しを実施する農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が本年8月に成立（9月4日公布）。**

改正の概要

農業協同組合法の改正

◎ 地域農協が、自由な経済活動を行い、農業所得の向上に全力投球できるようにする

【経営目的の明確化】(第7条)

- ◆ 農業所得の増大に最大限配慮するとともに、的確な事業活動で高い収益性を実現し、農業者等への事業利用分量配当などに努めることを規定する

【農業者に選ばれる農協の徹底】(第10条の2)

- ◆ 農業者に事業利用を強制してはならないことを規定する

【責任ある経営体制】(第30条第12項)

- ◆ 理事の過半数を原則として認定農業者や農産物の販売等実践的能力を有する者とする者を求めることを規定する

【地域住民へのサービス提供】(第4章第1節から第3節まで)

- ◆ 地域農協の選択により、組織の一部を株式会社や生協等に組織変更できる規定を置く

◎ 連合会・中央会が、地域農協の自由な経済活動を適切にサポートする

【全農】(第4章第1節)

- ◆ 全農がその選択により、株式会社に組織変更できる規定を置く

【都道府県中央会】(附則第12条から第20条まで)

- ◆ 経営相談・監査・意見の代表・総合調整などを行う農協連合会に移行する

【全国中央会】(附則第21条から第26条まで／第37条の2)

- ◆ 組合の意見の代表・総合調整などを行う一般社団法人に移行する。また、農協に対する全中監査の義務付けは廃止し、代わって公認会計士監査を義務付ける

農業委員会等に関する法律の改正

農地利用の最適化(担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)を促進するための改正を行う

- ◆ 農業委員の選出方法を公選制から市町村長の選任制に変更(第8条)

- ◆ 農地利用最適化推進委員の新設(第17条)

- ◆ 農業委員会をサポートするため、都道府県段階及び全国段階に、農業委員会ネットワーク機構を指定(第42条)

農地法の改正

- ◆ 6次産業化等を通じた経営発展を促進するため、農業生産法人要件(議決権要件、役員の農作業従事要件)を見直す

(第2条第3項)

効果

- 地域の農協が、地域の農業者と力を合わせて農産物の有利販売等に創意工夫を活かして積極的に取り組めるようになる
- 農業委員会が、農地利用の最適化をより良く果たせるようになる
- 担い手である農業生産法人の経営の発展に資する

農協改革の法制度の骨格

農協 = 農業者が自主的に設立した協同組織
(農業者が農協を利用することでメリットを受けるために設立)

農協組織における主役は、農業者。次いで地域農協。

地域農協

自由な経済活動を行うことにより、農業者の所得向上に全力投球できるようにする

【農業者と農協の役職員の徹底した話し合いが大切】

中央会・連合会

地域農協の自由な経済活動を制約せず、適切にサポートする

法制度の骨格

地域農協

- ◎ 農産物販売等を積極的に行い、農業者にメリットを出せるようにするために
 - **理事の過半数を、原則として、認定農業者や農産物販売等のプロ**とすることを求める規定を置く【責任ある経営体制】
 - **農協は、農業者の所得の増大を目的とし、的確な事業活動で利益を上げて、農業者等への還元**に充てることを規定する【経営目的の明確化】
 - 農協は、農業者に**事業利用を強制してはならない**ことを規定する【農業者に選ばれる農協】
- ◎ 地域住民へのサービスを提供しやすくするために
 - 地域農協の**選択により**、組織の一部を**株式会社や生協等に組織変更**できる規定を置く

法制度の骨格

全国中央会

- 現在の特別認可法人から、**一般社団法人に移行する**
- 農協に対する全中監査の義務付けを廃止し、**公認会計士監査を義務付ける**

都道府県中央会

- 現在の特別認可法人から、**農協連合会**（自律的な組織）に**移行する**

全農

- その**選択により**、**株式会社に組織変更**できる規定を置く

連合会

- 会員農協に**事業利用を強制してはならない**ことを規定する